

# 犯罪者の孤独と生活世界

——吉村昭『仮釈放』をめぐって——

古川隆司

An Essay about the Solitude and the Living world of Offendor

Takashi FURUKAWA

## 要約

犯罪者の社会復帰が社会福祉の援助においても試み始められようとしている中、従来、接近可能な人々に向けた支援からの対象理解にとどまっていた。本論は、文学作品における無期懲役から仮釈放を受けた主人公を通して、かれの孤独と生活世界のリアリティを把握しようと試みる。

主人公をとりまく一般社会には刑務所における拘束はなく、不可視の限界を伴うものであるにせよ、自由である。だが、それを主人公は独自の生活世界の中で解釈する。また、主人公は孤独なのでなく、保護司や協力雇用主という人々を通して「承認された」生を生きる。その関係性を通じた社会内処遇によって、かれの生活世界が構成されているのである。

キーワード：犯罪者 更生保護 仮釈放 生活世界

## 1. 本論の目的

### (1) 基本視角

「犯罪のない社会は健全ではない」と述べた社会学者の眼前に見えた世界には、規範という網の目とそこからの逸脱が映っていたとあって差し支えないだろう。社会的逸脱へのアプローチは、しかし多くの場合、逸脱や逸脱する者は、彼のように逸脱を眺める側あるいは逸脱しない(とされる)側からのものである。自ずと当事者のリアリティは外在的で対象化されたものとならざるを得ない。近年当事者の語りを通じた社会構成主義的アプローチによるフィールドワーク研究が行われるようになった。ストラウスらはそこから、質的研究の方法を提唱したのであった

(Strauss, A. & Corbin, J., 1998=2004)。

だが、それは接触可能な人々に対して有益な方法であり、またその方法や理解の枠組は同時に接触を試みようとする人々の立場や社会的役割に制約されたものに止まらざるを得ない<sup>(1)</sup>。ストラスらに触発され進められた領域が、当初は木下(1991)や医療保健関係者による難病や慢性疾患の患者・障害者など当事者研究、災害で被災経験をした人々や犯罪被害者へと、次第に研究対象が研究者や実践家の手によって広げられたことから明らかである。

しかし、接触を試みるのが困難で、関心のある人の生活世界を理解するために近づこうとするために、近づこうとする者が自らを逸脱せしめるしかない場合、さらに接触して得た語りを公表することに多大な倫理上の配慮を要する場合、上の方法を採用することもまたできない。このような条件のもと、本論では文学作品として作者が構成し、現実化した登場人物と作品のテキストへ接近することを試みたい。またこのアプローチは、社会福祉領域の研究ではなじみのないものである。しかし、社会的支援が必要であるにも関わらず、アプローチに手をこまねくどころか、従来の枠組によってのみ社会的支援をとらえることで「見落とされ」た人々を生み出すことになっているのではないか。したがって本論で試みることは、アプローチ困難な人々やアプローチする側の理解の枠組に規制されやすい人々を理解するための、ひそかな企てでもある<sup>(2)</sup>。

## (2) 本論の構成

本論は吉村昭著『仮釈放』(新潮社、1988年)における、主人公の菊谷史郎と彼のたどる人生を事例に、犯罪者として収監され、仮釈放を得て保護観察、社会復帰していく元受刑者の経験と生活世界の理解について、かれ自身の視点から試みたい。曾根は、吉村の文体が三人称であり読み手に主人公の心情を想像させると評する(曾根1998)が、同じく受刑者を扱った加賀乙彦の『宣告』等に比べると、本作品は主人公の心情の動きに忠実である。また保護司を主人公にした水上勉の作品群が、元受刑者や保護司を俯瞰的に、だが警察・刑事政策の関係者からのアプローチ中心で描かれているのに対し、本作品がより当事者の視点に立っていることから、本作品を考察対象とした。それ故に、語られる菊谷の経験や戸惑いをテキストに、より深い理解をわれわれに求めているといえる。

2節で『仮釈放』の梗概と背景を提示し、主人公の経験する生活世界と孤独について3節で扱う。4節では社会内処遇を受ける主人公が再び罪を犯すときに自覚する犯罪の動機と、長期刑を受け収監されて以降自問自答してきた贖罪について、考察を試みる。もとより、フーコー流の権力論に回収されがちな犯罪者という存在は、かようなステレオタイプとして理解されえぬ主体性を有している。その前提に立たねば本来人間理解はなしえなかったはずであり、この作品をあくまで事例として、普遍化できないかれをとりまく状況から、主人公の心情をとらえてみたい。

## 2. 『仮釈放』と主人公

### (1) 本作品の梗概

菊谷が釈放前に移される釈前房で過ごす夜の様子から『仮釈放』は始まる。菊谷史郎は高校教師であったが殺人のために無期懲役を受ける。しかし、服役・労役の態度良好によって訪れるという仮釈放の機会を期待していた。やがて菊谷は、弟を身元保証人として、地方更生保護委員会の面接を経て、その日を迎える。しかし菊谷はもと住んでいた地元に住む弟のところではなく、更生保護会を経営する清浦保護司のもとで社会復帰することとなった。

菊谷は清浦の指導を受けながら服役期間の間変貌した都会での生活へ徐々に戻っていく。また、清浦が協力雇用主である養鶏場経営者を紹介、そこへの就職が決まるが、勧められても結局期限まで更生保護会にいることとなる。つねに監視され行動を規制されてきた菊谷は、自由に出歩くことへの異和感を覚える。

更生保護会への措置期限が切れアパートでの一人暮らしが始まるとき、清浦から地元の保護司である武林へ担当が代わる。その時菊谷は、釈放された後も常に自分を誰かが監視していることを感じる。そんな中自分が罪を犯した街をひそかに訪ね、被害者の墓を参る。やがてアパートで目高を飼うようになった菊谷は、武林の熱心な勧めもあり、自分の過去を知る豊子という女性と再婚する。

抱擁的な豊子との生活は徐々に落ち着いていくが、菊谷が死ぬまで監視を受ける身であることを知ってから豊子の態度は徐々に変わっていく。菊谷が贖罪や改悔が認められたときに恩赦で本当の自由を取り戻せる可能性があるとして清浦から教わった豊子が、仏壇をアパートに持ち込み贖罪をするよう勧めるが、菊谷は自分の世界が侵されるような衝動に駆られ、豊子をアパートの階段から突き落としてしまう。

### (2) 刑事政策における犯罪者処遇の概要

刑事政策における犯罪者処遇の概要をここで確認しておく。警察に検挙された後、微罪処分となる場合を除き容疑者を検察庁へ送致される（送検）。検察庁は捜査後、犯罪と処罰の要否を判断して事件を起訴・不起訴する。

起訴された事件は裁判所で公判に付されるか略式手続にて処理され、公判手続となった場合刑事裁判を受ける。刑事裁判の結果、有罪が確定して、執行猶予が付されない場合は検察によりその罪の執行が行われる。死刑や無期懲役・有期の懲役・労役の場合は刑事施設へ送致、収監して矯正が行われる。刑事事件の場合被告は刑事施設へ収監されて受刑者となる。

受刑者は作業などを行い、更生の意欲を持たせて社会生活に適應するための処遇を受ける。受刑者は刑期が満了すると釈放される（満期釈放）ほか、地方更生保護委員会の決定により保護観察付きで仮釈放される。

平成18年現在、検察庁への送検受理数は2,064,000人、うち公判請求数は138,000件で、裁判所で有罪確定した人員は738,000人である。このうち死刑は21人、懲役・禁固刑は85,000人、刑事施設の新入受刑者数は33,000人、このうち仮釈放者は16,000人である（法務省法務総合研究所編（2007：45-46））。

### 3. 生活世界と孤独

#### (1) 不可視の限界

ミュージシャンであり小説家である辻仁成は ECHOES での作品以来「ガラスの天井」のような、不可視の限界を作品で取り上げている（むしろ、その限界を超えんとする若さを謳い上げる作品もあるが）。成り上がりたくても職業や階層を超えられない経験が、どのような時に認識されるか。それを語ることばとして、「～にぶち当たる」「～突きつけた」と辻が向き合い表現した現実からみると、ここで菊谷が感じる経験はやや異質である。では、逃れがたい運命と似ているのか。たとえば映画 MATRIX で、サイオンにおける侵略との恐怖に向き合うリアリティを生きることが現実であるとアンダーソンが認識してネオとしての生き方を選択する。ここにはアンダーソンの主体性があるが、かれにはこのようなヒロイックな選択の余地はない。従容と受け入れざるを得ない現実を生きねばならないかれの経験は、むしろ『緋文字』の主人公ヘスタに近い。

ここでかれらの共通項を見出せる、すなわち社会的制裁として罪を受けることである。だが、ヘスタの胸元に縫い付けられた緋文字が彼女の罪をシンボリックに示すのと異なり、かれは可視化できる記号のない限界にとらわれている。また、ヘスタはそれを逆に誇りへと昇華させていくのであるが、われわれがリアリティを見出しがたいかれの経験、それ故に理解したいと思う、犯罪をなしたかれの不可視の限界とは、どのようなものなのか。

菊谷がとられる限界を承知し、それと現実社会をかれに無理のない形ですり合わせている存在が清浦であった。ゆえにかれは終始清浦を頼みに思い、しかしその限界の故に清浦に黙っていることもある。が、限界を超える難しさやその限界という壁に沿って歩まざるをえないと論ずるのも、また清浦である。保護司である清浦が会ってきた元受刑者の多くが経験したという不可視の限界は、少なくともわれわれが直接経験することは難しい。だがそれは清浦らの行う保護観察ではなく、また、手を振って歩き動作一つ一つに刑務官の許可を求めるといふ、かれを含め受刑経験のある者が身体化した刑事施設の生活規範でもない。

『破戒』の主人公丑松が戒められたことのように、身分を束縛する訳ではないが、蔑みの眼差しを避けて生きるため過去を秘匿しなければならない経験であるのだろうか。丑松は犯罪者ではなく、被差別部落出身であり、四民平等となった明治期から今日に至ってもなお部落出身者を束縛しているという。菊谷の過去が明るみになれば、それは蔑みの対象となりうるが、しかしその過去を知る者との接触は注意深く避けられており、清浦や武林など保護司と、秋山のような協力

雇用主など以外と接触しない日常生活を営んでいる。したがって、被差別観という社会化されたスティグマとして表現することは、かれの直面する経験を伝えるものとはいいがたい。

作品の中では唯一、元受刑者との接触がある。しかしそれは保護司らとの関係の中で捉えられていて、かれをひどく動揺させ、この不可視の限界を感じさせる。つねに誰かの監視を受けつづけること、そこから逃れうることのかなわない中で、同じ刑務所で服役していたという高崎との手紙のやりとりが続き、二人は会うこととなる。結局待ち合わせに現れず、会えなかった高崎に対して菊谷が問いたかったことがあった。それは次節で扱うこととしたいが、その問いそのものも、元受刑者として共有しうる感覚の中でしか捉えられないものであった。

## (2) 問わぬものとの生の共有

その感覚と深く関わっているのが菊谷の孤独である。だがかれはそれを苛んでいる訳でなく、孤独の中において自問自答しつづけることが習性となった生活に思える。また、かれは一人ぼっちではない。短篇「鳩とメロン」で描かれていたのは、鳩を飼いたいと願う死刑囚に贈った鳩を、彼が刑の執行前に殺していたことに直面した篤志面接委員の心情であった。独居房に迷い込んだ蠅を捕らえて数日を過ごしたことの菊谷は、保護会を出てアパートを借りてしばらくしてから目高を飼い始める。捕らえられた蠅はかれの結わえた細い糸でかれだけの空間に住まう彼以外の生き物であったが、目高も、都会のアパートに住まうかれの一室で生きる存在であった。いずれも、それを行いこそしないものの、生殺与奪はかれにあり、そして語りかけぬ存在である。

菊谷は、不倫をなした相手を刺し、妻を刺殺した後、その相手の家に放火して不倫相手の母親を焼死させる。公判の中で妻の様子の変化に気づかなかったのかと尋問され、うなだれるように答える。子のいなかった夫婦生活は、かれが高校教師という日常のなかで変化していた妻の様子すら気づけなかった。勤める養鶏場の同僚から、何度も性欲の処理について尋ねられ、ある日ソーブランドくらい行かだろと問われたかれが「きたないからですよ」と答えたところ、同僚が怪訝そうな表情を浮かべる。繰り返し語られる妻を殺害した場面において、動揺してしまうために血を見るのを避けていたかれが犯行時冷静であったことは、判決の中で妻が不倫相手と性交する様子を見て逆上したと述べられることと異和感を抱く。かれの夫婦関係において、かれと妻との会話は回想されず、この異和感が中心であり続けている。それは他者の説明する、反抗時のかれの心情が不合理だからであった。

三木清は死と同じように孤独が恐ろしいのはその条件によると述べる。同時に、孤独の実在性が、物を救うことになる表現により、その表現が最も深い愛に根ざしているからだという（三木 1954）。そのように孤独をみると、菊谷の孤独とはかれ自身の愛によるのであるが、かれが営んだ夫婦生活に愛が見出せかどうかは、残念ながら筆者の力量では難しく、他の論者を求める他ない。だがすくなくとも、仮釈放を受けて生活するかれの再婚相手となった豊子を階下へ突き落

とすとき、かれ自身は出ていけ、と心の中で叫びながら、自分の生活する中へ余計なものを持ち込もうとする豊子の存在をうとましく感じた。それは、菊谷は誰にも入れたくない自分の中へ、自分と居場所を融通しあい、関わりあう他者の存在が受け入れられないことを自覚させるものであった。他者がかれの犯行時の心情を説明したことへ異和感を覚えつづけた菊谷にとって、説明という他者との了解可能性が実感できなかったことにかれの孤独がある。目高や蠅という受動的な存在は、かれをして店員や清浦らへ説明させるけれど、目高はかれに説明を求めないのである。菊谷は孤独ということを知らないとしたら、かれの孤独とは周囲からみたかれであって、かれ自身がそう思わないのであるとすれば、かれにとっての孤独とは了解しあえる身近な他者存在の不在であったかもしれない。

#### 4. 犯罪の動機と贖罪

##### (1) 動機の説明可能性

科学的合理性が見出せないのは、不合理ゆえによる。それは一瞬のこころの動きをどのように説明するかという現実構成が、裁判という舞台装置において法により構成される事実として提示されたことから、菊谷は異和感を感じつづける。一般人にとって法による事実の構成という裁判手続は、それ自体リアリティを見出すことが難しい。ここには現実世界と異なる論理構成が存在するからでもあるが、しかしその結果を通してのみわれわれは事件の真相を知ると了解している。事件の当事者は、しかし、異なるリアリティをもっているといえる。ここで犯罪の動機が検察官のこぼれを通して語られることは、いうまでもなく被告人となった者のみが認否をなす。それゆえ、裁判手続の前提には被告人の意思判断能力の可否があり、犯行時に意思能力がなかったことを弁護人が主張することは裁判の舞台装置で用いる手段と化す。説明が可能であることを前提とした近代合理主義にもとづく秩序のなかでわれわれは生きている。仮に動機を省みて被告人が良心を動かすとき、はじめて贖罪の兆しが見出せるといえよう。

##### (2) 犯行動機の了解と罪悪感、贖罪

したがって、動機に対する他者（検事・判事）の説明に対し、了解をなしえぬまま服役した菊谷にとって、実は殺害した妻への贖罪の念が現れないのは当然なのかもしれない。またそれ自体が被害者の側からみれば糾弾の対象となりうるのであるが、ここにある贖罪が、はたして豊子の買い求めてきた仏壇を拝むことと同じでない。同様にかれが、目高や蠅のように所有しえない不倫相手の母親には慚愧の念を抱いて墓前に向かえたように、妻を殺した動機は、豊子を突き落として死に至らしめるという再犯によってしか自覚できなかったといつてよい。

繰り返された罪に苛む人物として著名なのは、光の君であろう。かれが正妻として迎えた女三の宮を身籠もらせた相手が、かつて藤の中将であった友人の息子柏木であった。産まれた薫を抱

く光は、自ら犯した罪によって産まれた皇子を抱いた父桐壺帝の心情に思いを馳せる。ここには、菊谷が再犯によってしか見出しえなかったものの自覚があるが、しかしかれは光と違い、自らの罪を事実として認めてはいたものの、妻への罪悪感を抱き得なかったのである。ここにかれの孤独が映し出されている。

罪を償えという被害者の思いが強調される昨今、刑罰は厳罰化に傾いている。たとえ無期懲役であっても、本作品のように場合によって仮釈放を得る機会がなかったわけではない。これは、刑の満了までに保護観察を得て受刑者を社会復帰させることが社会復帰と再犯抑止につながるという、社会内処遇の思想があったという。にもかかわらず近年は、刑期を満了させることによって、受刑者の更生の意欲を奪い社会復帰の道を閉ざしてしまっている。無期懲役は政治家や世間の議論を先んじて終身刑となっているのである。

かような中で、罪の自覚とはどういうものなのであろうか。菊谷が刑事裁判手続を了解したうえで服役したのは、判決を不服として控訴しなかったことから明らかであり、元高校教師であったかれが、論理的に事実としての殺害や放火を認めたことである。だが、その事実を認めたこと自体が罪悪感の自覚と贖罪へ至る心情の変化と同じでないことは、先に述べたようにかれの孤独の故であるだろう。良心を自己と他者との対話からとらえ考察した石川にしたがうならば（石川 2001）、受刑期間の懲役刑はかれにとって妻への贖罪ではなかったのである。もとより、それは他者に強いられることのない営みであるが。

## 5. まとめにかえて

日常生活で自由にならぬ壁を感じることを不自由と感じる人が正常であるとするれば、その壁を感じてもなお主体性を感じるのは、心理機制の一種かもしれないし、また病的であるなら拘禁反応に陥っているかもしれない。しかしそのような状況におかれた人であっても、主体性があり、そして彼の精神性を説明かつ了解可能なものとして認識するとしたら、われわれは少なくとも、その人をその人として知る可能性がある。

菊谷が社会内処遇によるさまざまな制約を承諾して市井の生活をひそかに過ごすことと、そんなかれと伴侶として生活をともにしようとする豊子とでは、自ずと感じる不自由さは異なる。作品の最後で描かれる二人の様子は、死ぬまで保護観察をうけ続けねばならないことへの豊子の抵抗によって菊谷の生活世界が崩れてしまいそうになる。かれの生活世界は閉じられ、自己完結しているがしかし、細い周囲との関係性において社会性を保ち得ている。しかも「引きこもり」とラベリングされることもなく、かれは社交性をさえ維持しているのだから。

それが、かれにとっての更生と社会的な自立の形であり、容易に殻などといえないかれの世界と孤独が清浦ら関係者によってひそやかに承認された姿だといえる。世間一般との差異がありえても、その承認において、われわれからみてかれは孤独と映る。実際、社会的な孤立問題が政

策課題にのぼる今日、地域社会や周囲からのアプローチが必要であるという。だが、菊谷のような更生保護の対象者が生きようとする生活世界は、その関係者でしか共有しえない状況を理解することで成り立つといえるのではなかろうか。

本論は、社会福祉の立場からの理解を要し、また社会福祉の実践をなそうとする者が理解すべき人々へのアプローチへの方法論的な試みを込めた。その成否は判断の難しいものであるが、少なくとも丹念にテキストから菊谷を知ろうとする営みを繰り返すことから、推測しうる手がかりを導き出せるのではないか。とすれば筆者は、マッキーヴァーが『ソーシャルワークと社会学』で述べたことが今なお有益であると主張したい。

なお本論は、平成20年度科学研究費基盤研究(C)の助成を受けた研究成果の一部である。また矯正・保護関係者の協力を頂いて進めている、関係者や当事者へのインタビュー調査の内容とは一切関係ないことを断っておく。実証的研究テーマに対して受けた助成であるが、本論のような考察抜きに当事者の語りを理解し考察することが困難であると考え、当初計画していた研究手法と別のアプローチを試みることにした次第である。

#### 注

- (1) むろん筆者が独善的に認識上の制約から自由であるとは思わない。少なくとも悪意など情緒的好悪や職業上一定の価値規範に囚われてしまうことを自省し、相対化するために採る方法でもある。ヴェーバーになれば「価値自由」であるための研究視角の設定条件でもある。
- (2) 犯罪が近代社会制度の中で、権力と統制の中で処理されるというフーコーの指摘は説得力を持っている。しかし犯罪者や元受刑者が、いかなる心情で社会性を保ち、かつ逸脱してしまうのかという視点のみでトリミングしてしまうことも、また愚かである。

#### 参考文献

- ・ Hawthorne, N. (1850) *The Scarlet Letter* (=佐藤清訳 (1955) 『緋文字』岩波書店 [文庫版])
- ・ 法務省法務総合研究所 (2007) 『平成19年版犯罪白書』佐伯印刷株式会社
- ・ 石川文康 (2001) 『良心論 その哲学的試み』名古屋大学出版会
- ・ 木下康仁 (1991) 『老人ケアの社会学』医学書院
- ・ 亀山佳明・富永茂樹・清水学編 (2002) 『文化社会学への招待』世界思想社
- ・ 清水学 (1999) 『思想としての孤独』講談社 [選書メチエ版]
- ・ 北沢信次 (2003) 『犯罪者処遇の展開』成文堂
- ・ 三木清 (1954) 「孤独について」、三木清『人生ノート』新潮社 [文庫版], 64-67.
- ・ 紫式部・山岸徳平校注 (1965) 『源氏物語 (一)~(五)』岩波書店 [文庫版]
- ・ 曾根博義 (1998) 「解説」、吉村昭 (1998) 『メロンと鳩』文藝春秋社 [文春文庫版]
- ・ 島崎藤村 (1954) 『破戒』新潮社
- ・ Strauss, A. & Corbin, J. (1998) *Basics of Qualitative Research: Techniques and Procedures for Developing Grounded Theory* 2nd eds. SAGE (=操華子・森岡崇訳 (2004) 『質的研究の基礎—グラウンデッド・セオリー開発の技法と手順』第2版, 医学書院)

2008年9月30日受理